

ひとり親家庭の福祉ガイド 2026



豊田市

目 次

とよたのコマド	1
経済的支援・制度	2
児童扶養手当	2
愛知県遺児手当	2
豊田市ひとり親家庭等支援手当	2
母子・父子家庭医療費助成	2
児童手当	3
交通遺児激励金	3
豊田市養育費確保支援事業補助金	3
母子父子寡婦福祉資金の貸付	4
生活福祉資金の貸付	5
税金・年金などの軽減	5
J R通勤定期券の割引	5
就学・就園支援	6
小・中・高等学校の支援	6
こども園の支援	6
支給奨学金制度	6
高等学校卒業程度認定試験合格支援	6
生活の支援	7
ひとり親家庭等日常生活支援事業	7
ファミリー・サポート・センター	7
子育て短期支援事業	8
放課後児童クラブ	8
子どもの学習・生活支援事業	8
子ども食堂	9
生活困窮者自立支援事業	9
豊田市青少年センター	10
こども・若者総合相談センター	10
市営・県営住宅	10
就業支援	11
母子家庭等就業支援センター	11
担当者制による職業相談	12
豊田市女性しごとテラスcappuccino	12
市内の就職・職業相談機関	12
母子・父子家庭自立支援給付金	13
高等職業訓練促進資金の貸付	13
住宅支援資金のご案内	14
離婚の際の支援	15
離婚をするときに考えておくべきこと	15
養育費・親子交流の取決めをしましょう！	16
養育費や法律の相談窓口	17
母子・父子自立支援員による相談	17
相談窓口	18
家庭児童相談室	18
市役所の相談窓口	18
豊田市社会福祉協議会の法律相談	18
電話相談	19

※本誌の中で、市外局番(0565)のない施設は、すべて豊田市内の施設等です。

とよたのコマド



「とよたのコマド」は、豊田市の子育て情報をまとめたポータルサイトです。

できること①…目的や年齢・対象・キーワードで情報を探せる！

できること②…子育てに関する施設やイベントをマップやカレンダーでチェックできる！

できること③…自分に関する申請・手続きの内容がメールや LINE で届く！※登録・設定が必要

登録方法

登録
すると…

☆トップページに、自分へのお知らせ表示！

☆メールで案内が届く！LINE 連携もできます



Step 1 個人アカウントの作成

①ホーム画面の「≡」
ボタンをタップ



②「新規登録」の
ボタンをタップ



③必要事項を全て
入力



④「送信」ボタンを
押して完了！



大文字・小文字・数字、記号
例(: ! @ # \$ % ^ & *)を含む
10文字以上のパスワードが
必要です

Step 2 プロフィールの登録

①ホーム画面の「≡」
ボタンからログイン



②「≡」ボタンを押し、
自分の名前をタップ



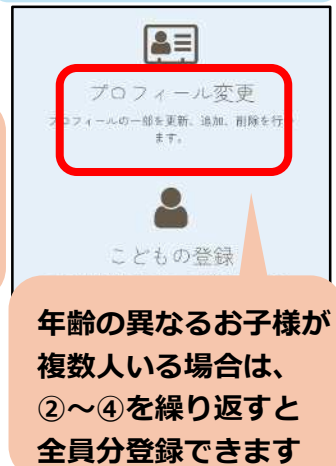
③「プロフィール」に
必要事項を入力



「ひとり親の家庭」
にチェック！

その他設定
☒ ひとり親の家庭
☐ 多胎児の家庭

④「こどもの登録」で、
お子様の誕生日を入力



年齢の異なるお子様が
複数人いる場合は、
②～④を繰り返すと
全員分登録できます

LINE 連携もできます！



とよたのコマド・豊田市公式 LINE の連携機能を使うと、
個人向けの案内が LINE で届きます。

「とよたのコマド」プロフィール画面から設定してください。





児童扶養手当

おやこ応援課 TEL 34-6966

父又は母がいないか、父又は母に一定の障がいがある世帯で、年度末時点で18歳以下の児童(一定の障がいがあるときは20歳未満)を養育する父、母又は養育者に支給されます。

《手当月額》 所得制限あり

児童1人目	48,050円～11,340円
児童2人目以降	11,350円～5,680円加算



←児童扶養手当について
豊田市のHP

愛知県遺児手当

おやこ応援課 TEL 34-6966

県内に住所があり、父又は母がいないか、父又は母に一定の障がいがある世帯で、年度末時点で18歳以下の児童を養育する父、母又は養育者に支給されます。

《手当月額》 所得制限あり

1年目から3年目(3年間)	児童1人	4,350円
4年目から5年目(2年間)	児童1人	2,175円
6年目から	手当の支給はなくなります。	



←愛知県遺児手当について
豊田市のHP

豊田市ひとり親家庭等支援手当

おやこ応援課 TEL 34-6966

市内に住所があり、父又は母がいないか、父又は母に障がい(身体障がい者手帳1～3級、療育手帳A又はB判定、精神障がい者保健福祉手帳1級又は2級)がある世帯で、年度末時点で18歳以下の児童を養育する父、母又は養育者に支給されます。

《手当月額》 所得制限あり

児童1人	3,000円(両親死亡の場合は4,500円)
------	------------------------



←豊田市ひとり親家庭等
支援手当について
豊田市のHP

母子・父子家庭医療費助成

福祉医療課 TEL 34-6743

ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費の一部を公費で負担しています。

1 対象者(所得制限あり)

- ① 母子家庭又は父子家庭のうち18歳以下(18歳到達の年度の末日まで)の児童を扶養している父母等とその児童
- ② 父母のいない18歳以下(18歳到達の年度の末日まで)の児童

2 助成の内容

保険診療分の自己負担全額を助成

児童手当

おやか応援課 TEL 34-6966

児童を養育している方に支給します。支給を受けるためには手続きが必要です。児童手当には申請期限があります。添付書類がそろわない場合でも受け付けますので、まずは認定請求書を提出してください。

対象児童、手当月額等については、
市ホームページを確認してください。



←児童手当について
豊田市のHP

交通遺児激励金

豊田市社会福祉協議会 総務課 TEL 34-1131

市民や市内の企業からご寄付いただいた「豊田市社会福祉協議会こども基金」を財源として、児童の健全育成のために支給する制度です。

1 受給資格者

市内に住所があり、交通事故で父又は母等が死亡若しくは著しい後遺障がいのために働けなくなった家庭の18歳以下（18歳到達の年度の末日まで）の児童に支給されます。手続きの際には、保険金の受取を証明するもの、除籍謄本、交通事故証明書等の書類（写し可）の提出が必要となります。詳しくは上記までお問い合わせください。

2 支給について

種類	対象	支給月	支給額（1人）
激励金	全ての児童	毎年 12月	20,000 円
入学祝金	小学校に入学する児童	4月	20,000 円
卒業祝金	中学校を卒業する児童	3月	50,000 円

豊田市養育費確保支援事業補助金

おやか応援課 TEL 34-6966

こどもの健やかな成長のため、養育費の継続的な支払いを確保するための『養育費確保支援事業』を実施しています。養育費の取決めに当たり、公正証書、調停調書等を作成した場合、かかった費用を補助します。

1 対象者

市内に住所があり、申請時にひとり親家庭の母又は父で、次の要件を全て満たす方（債務名義を取得してから6か月以内に申請）

- ① 養育費の取決めにかかる費用を負担した（補助対象は、本人負担分のみ）
- ② 養育費の取決めにかかる債務名義がある（例：公正証書、調停調書等）
- ③ 養育費の取決めの対象となる20歳未満の児童を扶養している
- ④ 過去に他自治体を含め同一内容の支援制度による補助金を受けていない、又は受ける予定がない

2 補助対象費用

- ① 養育費の取決めに係る公証手数料令に定められた公証人が受け取る手数料
- ② 養育費の支払いに関する家庭裁判所の調停申立て又は裁判に必要な収入印紙代、連絡用の郵便切手代
- ③ ①・②の手続に際して、公証役場又は裁判所から提出を求められた書類等の取得に要する費用（戸籍謄本等）

上記の費用の合計額について、4万円を上限として補助

母子・父子家庭及び寡婦の方が自ら進んで自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めるために、また児童の福祉増進のために必要な資金の貸付を行います。

貸付には、原則、連帯保証人が必要となります。なお、審査があり、貸付できない場合があります。

1 貸付を受けることができる方

- ① 20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない方
- ② 父母のいない20歳未満の児童
- ③ 子が20歳以上になったため、母子福祉資金の貸付を受けることができない配偶者のいない女子（寡婦）
- ④ 上記①・③が扶養している児童又は子

2 母子父子寡婦福祉資金の種類（下表参照）

貸付金の種類	貸付金の内容
事業開始資金	事業を開始するのに必要な設備、什器 ^{じゅうき} 、機械等の購入資金
事業継続資金	現在営んでいる事業を継続するための運転資金
技能習得資金	事業開始、就職のために必要な知識・技能を修得するために必要な授業料、材料費、交通費等の資金
就職支度資金	就職するために必要な被服、身の回り品等の購入資金
住 宅 資 金	現在住んでいる住宅の増改築、補修をするために必要な資金、又は自ら居住する住宅の建設・購入をするために必要な資金
転 宅 資 金	住居の移転に伴う敷金、権利金等の一時金に充てる資金
医療介護資金	医療及び介護を受ける際に自己負担分等に充てる資金
生 活 資 金	技能習得期間中、医療若しくは介護を受けている間失業している期間中、ひとり親家庭になって7年未満世帯、又は家計が急変した者の生活資金
結 婚 資 金	扶養する児童又は20歳以上の子が結婚するのに必要な資金
修 学 資 金	高等学校、高等専門学校、短大、大学、大学院、専修学校に修学中の児童の学資や生活費等に必要な資金
就学支度資金	小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、短大、大学、大学院、専修学校、修業施設への入学及び入所に必要な資金並びに受験料
児童又は子の修業資金	事業開始、就職のために必要な知識・技能を修得するために必要な授業料、材料費、交通費等の資金 (修業施設在学学生)

※子の資金は無利子、他の資金は保証人がない場合1.0%の有利子。

生活福祉資金の貸付

豊田市社会福祉協議会 くらし応援課 TEL 34-1132

世帯の自立を支援するための福祉的な貸付制度です。低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対して、必要な相談支援と資金の貸付を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的な自立を図ることを目的としています。

※他の公的資金貸付制度を利用することが可能な場合や支払い先等への分割払いが可能な場合は、まずは、それらで対応できるか検討してください。(他制度が優先)

※資金の使途に応じて要件と審査があり、貸付できない場合があります。

税金のひとり親控除

市民税課 TEL 34-6617

ひとり親家庭の方は、所得税や住民税で、ひとり親控除が受けられる場合があります。

※税制改正により、令和3年度課税（令和2年中の所得に対する課税）から、未婚のひとり親も控除の対象になりました。

国民健康保険税の減免

国保年金課 TEL 34-6637

所得税や住民税でひとり親控除を受けている方や、母子・父子家庭医療費受給者証をお持ちの方が国民健康保険加入者の場合で、国民健康保険税の納付が困難な方は、申請により国民健康保険税の減免が受けられる場合があります。

国民年金保険料の免除

国保年金課 TEL 34-6638

国民年金保険料の支払いが困難な方は、申請により所得金額を基準に国民年金保険料の免除が受けられる場合があります。

固定資産税の減免

資産税課 TEL 34-6618

貧困により、生活が困難で一定の要件を満たす方は、固定資産税が減免される場合があります。



←減免・免除制度について
豊田市のHP

JR 通勤定期券の割引

おやこ応援課 TEL 34-6966

児童扶養手当の支給を受けている世帯に属する方が、JRの通勤定期乗車券を購入する場合、3割引きで購入できます。



就学・就園支援



こども園の支援

保育課 TEL 34-6809

家庭状況に応じて、入園調整における指数の加点があります。

また、所得状況に応じて保育料が設定されています。

小・中・高等学校の支援

電話番号は下表参照

所得状況に応じて、次のような援助が受けられる場合があります。

学校	援助内容	問合せ
市立小中学校 国立小中学校 私立小中学校 県立中学校	学用品費、修学旅行費等	通学する各小中学校又は 豊田市教育委員会 学校教育課 TEL 34-6661
県立中学校	学校給食費、医療費	通学する各県立中学校又は 愛知県教育委員会 保健体育課 TEL 052-954-6793
県立高等学校	入学料、授業料	通学する各県立高等学校又は 愛知県教育委員会 財務施設課 TEL 052-954-6762
私立高等学校 (及び専修学校 高等課程)	授業料の補助制度(国の就学支援含む)	愛知県学事振興課 私学振興室 TEL 052-954-7477

支給奨学金制度

豊田市教育委員会 教育政策課 TEL 34-6658

成績優秀であり、かつ経済的な理由で修学が困難な中学3年生・高校生・大学生を対象とした「支給奨学金制度」を設けています。

なお、支給には一定の条件と定員があります。

高校生等就学応援金

豊田市社会福祉協議会 くらし応援課 TEL 34-1132

経済的な理由により就学が困難である市内に居住の高校生等を対象とした支給事業です。

なお、支給は他制度優先であり、条件としては選考基準、定員があります。

高等学校卒業程度認定試験合格支援

おやこ応援課 TEL 34-6966

高校を卒業していないひとり親家庭の親又は子が、高等学校卒業程度認定試験合格に向けた講座を開始、修了、及び合格したときに給付金を支給します。

- 1 支給額
 - ①開始時 受講料の4割(上限あり)
 - ②修了時 受講料の1割(上限あり)
 - ③合格時 受講料の1割(上限あり)
- 2 申込方法 講座受講前に相談の上、申請してください。



生活の支援



ひとり親家庭等日常生活支援事業

おやこ応援課 TEL 34-6966

市内に住所がある母子・父子家庭及び寡婦の方が、働くために必要な技能習得のための通学、就職活動、疾病、冠婚葬祭、出張、学校等の行事への参加等により、一時的に日常生活を営むのに支障がある場合に、家庭生活支援員を派遣して家事援助等を行っています。なお、一定以上の所得がある方には、一部利用者負担があります。

- 1 **支援の内容** 食事の世話、住居の掃除、生活必需品の買物等。
- 2 **支援の期間** 同一家庭について1か年当たり120時間以内。
- 3 **利用方法** 事前に対象家庭の登録が必要です。家庭生活支援員の派遣は、豊田市シルバー人材センターが行います。
- 4 **利用料金** (下表参照)

利用世帯の区分	利用料金（1時間当たり）
生活保護世帯・市町村民税非課税世帯	無料
児童扶養手当支給水準の世帯	150円
上記以外の世帯	300円

※家庭生活支援員の状況によっては利用できない場合があります。

ファミリー・サポート・センター とよたファミリー・サポート・センター TEL 37-7135

子育ての援助を受けたい人と援助できる人が、こども園等への送迎、冠婚葬祭、園・学校行事等へ参加する時のこどもの預かり等、有償で助け合いをする制度です。利用には、講習会への参加及び会員登録が必要となります。

援助活動時間帯	月～金曜日	土日・祝日・年末年始	キャンセル時
午前7時～午後7時	800円/時間	900円/時間	前日取消 無料 当日取消 半額
上記以外の時間	900円/時間	1,000円/時間	無断取消 全額

※活動の開始が午前7時前、終了が午後7時を過ぎる場合のその時刻を含む1時間は900円（1,000円）で計算することになります。

※ひとり親世帯、3人以上のこどもや多胎児を養育する世帯、市民税非課税世帯、障がい世帯を対象とした利用費補助制度があります。

保護者が疾病、出産、看護、冠婚葬祭、出張及び学校等の行事への参加により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において児童の養育・保護を行っています。なお、利用期間は7日以内で一部利用者負担があります。

小学校1年生～6年生の児童を対象とし、保護者が就労等により昼間家庭にいない場合、授業が終了した放課後等に適切な「遊び」や「生活」の場を提供し児童の健全育成を行っています。

1 開設する日・時間

- ① 学校の授業日（月～金曜日） …授業終了後～午後6時30分
- ② 祝日、学校代休日、春・夏・冬休み …午前7時30分～午後6時30分

2 開設しない日

土・日曜日、5月3日～5日、年末年始（12月29日～1月3日）

3 参加者負担金

月額 5,500円（8月は8,000円）

※その他長期休みの料金設定あり

※減免規定あり

4 申込み

毎年秋頃に行います。広報とよた及びホームページでお知らせします。

1 事業内容

経済的理由等により学習環境が整っていない子どもに対し、ボランティアによる集合型学習支援を実施するとともに、生活習慣の形成・改善等、家庭全体への生活支援を実施しています。

2 実施日・会場

地区	会場	日時
拳母①	詳しくは よりそい支援課まで お問い合わせください。	毎週木曜日 午後6時～8時
拳母②		毎週土曜日 午前10時～12時
高橋		毎週金曜日 午後6時～8時
高岡		毎週金曜日 午後6時～8時
猿投		毎週金曜日 午後6時～8時
上郷		毎週木曜日 午後6時～8時

子ども食堂

よりそい支援課 TEL 34-6791

豊田市社会福祉協議会 共生推進課 TEL 31-1294

「子ども食堂」は、子どもたちに食事の提供のほか、集まった子ども同士や大人たちとの交流の場、見守りの場といった地域のなかの居場所です。

「詳しい子ども食堂の情報を知りたい」、「子ども食堂に行ってみたい」等、子ども食堂にご興味のある方は、上記連絡先までお問い合わせください。

生活困窮者自立支援事業

よりそい支援課 TEL 34-6791

豊田市社会福祉協議会 くらし応援課 TEL 34-1132

1 対象者 豊田市内に在住し、生活全般に困っている方

2 事業内容

●自立相談支援事業

生活の困りごと全般にわたり相談支援を行い、関連機関、他制度等を活用しながら、支援プランに基づいた継続的な支援を実施し、各世帯の課題解決の手助けをします。

また、就職を希望される方に無料職業紹介による求人情報の提供、求職紹介をします。

●住居確保給付金

転居費用及び家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援をします。

●居住支援事業

一定期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供、その他日常生活に必要となる物資の貸与又は提供をし、自立を支援し安定した生活を営めるよう支援します。

●就労準備支援事業

就労に必要な訓練を、日常生活自立、社会生活自立の段階から実施します。

●家計改善支援事業

家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせんや債務整理の支援等を実施します。

●子どもの学習・生活支援事業

生活困窮世帯等の子どもに対し、学習支援を実施します。

1 対象者

豊田市在住又は在勤の小学生～39歳の方、高校生・学生（短大・専修学校生含）
※個人登録が必要です。

2 利用方法

- ・施設の無料利用…ダンスに最適な軽運動室や楽器練習ができる音楽室等の部屋を無料で利用できます。
 - ・フリー開放 ……利用のない部屋を開放しています。勉強等に利用できます。
 - ・卓球開放 ……月に2～3回実施します。
- ※開放の状況等は、事前にお問い合わせください。

3 支援事業

●学習支援・学習相談

高等学校卒業程度認定試験の受験を希望する方を対象にした、学習支援・学習相談を実施します。
高等学校卒業を目指す方を対象にした学習支援・学習相談を実施します。

4 所在地

豊田市小坂本町1-25 豊田産業文化センター1階
(メール: youth@city.toyota.aichi.jp)

豊田市こども・若者総合相談センター (RePPO-りっぽ-)

TEL 33-1533

「こどもの将来が不安」「こどもがひきこもっている」等の相談窓口、外出のきっかけとなる居場所や職業体験、家族・支援者の学習会等、こども・若者の社会参加や自立に向けた支援を行います。

1 対象者 小学生から39歳までの方とその家族

2 所在地 豊田市小坂本町1-25
豊田産業文化センター1階

3 利用時間 午前9時～午後6時 休館日/月曜日・日曜日・祝日・年末年始



←豊田市こども・若者
総合相談センターのHP

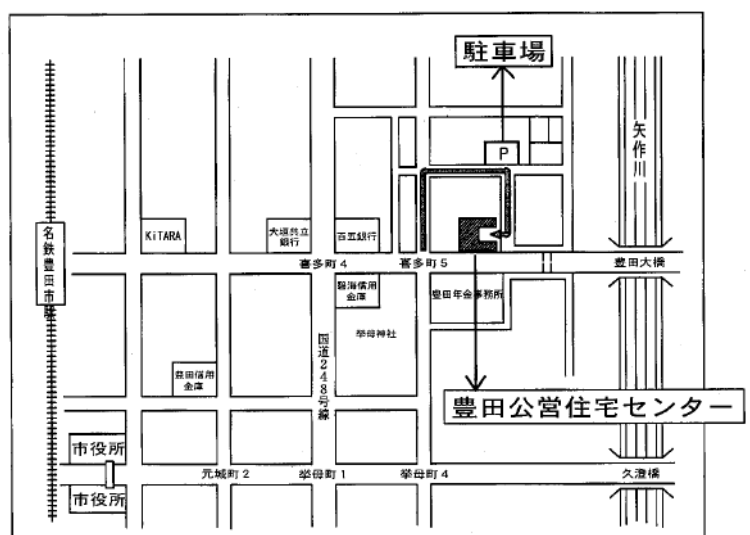
市営・県営住宅

電話番号は下表参照

収入が一定の基準に満たない場合、
家賃が軽減される制度があります。

問合せ先

豊田公営住宅センター
豊田市喜多町6丁目3-4
(豊田公営住宅センター内)
(市営) 36-0655
(県営) 34-2001





母子・父子家庭や寡婦の方の就業を促進するための無料職業紹介、就業支援講習会の開催、就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスを行っています。

1 無料職業紹介所

就職を希望される方に、求人情報の提供、求職紹介をします。

2 就業支援講習会

働くための技能・資格を習得する就業支援講習会を実施しています。
募集期間等の詳細は広報とよたやホームページでご案内します。

- ① 講習内容…パソコン講習(初級・中級)、調剤薬局事務(※)、日商簿記3級、介護職員初任者研修、医薬品登録販売者講習等
- ② 日 程 …週1日 おおむね4か月程度(※ 週1日 おおむね2か月程度)
- ③ 定 員 …ひとり親家庭の母・父又は寡婦 各20名
(医薬品登録販売者講習については40名)
(応募者多数の場合は抽選)
- ④ 申込方法 …募集期間中におやこ応援課窓口で申込み
- ⑤ 受講料 …無料(教材費・交通費は自己負担)

3 求人情報検索サービス

求人情報の検索サービスが携帯電話・インターネットでできます。

<https://www.aiboshi-shugyou.jp/php/>

◎事業の実施は(社福)愛知県母子寡婦福祉連合会に委託しています。

所在地 名古屋市北区金田町3-11 愛知母子・父子福祉センター内

TEL 052-915-8824 (土日・祝日・年末年始は除く)

LINE 相談はじめました。
友だち追加お願いします!



【お知らせ】 愛知母子・父子福祉センターより

LINE公式アカウント友だち募集中

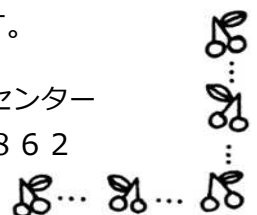


講習会・セミナー・求人情報・子どもが参加できるイベント・奨学金情報・その他お役立ち情報等をお届けします。

(社福)愛知県母子寡婦福祉連合会 愛知母子・父子福祉センター

TEL 052-915-8862

@262xhnmt



豊田公共職業安定所では、ご希望により専任する担当者を定めて手厚い個別支援を行っています。事前予約制で1回約50分です。

職業相談・職業紹介・希望職種の求人情報提供、応募書類の作成や面接における注意点等のアドバイスをいたします。

豊田市女性しごとテラス cappuccino

TEL 41-7555

女性の「はたらく」をワンストップで支援する総合窓口として、各種相談や職業紹介セミナー等を行っています。子育てとの両立や職業上のブランク等に不安を感じている女性の就業や働く女性の職場定着、キャリアアップ、その他様々なチャレンジを総合的に支援します。

1 無料職業相談・紹介

希望の職種や働き方等キャリアコンサルタントが丁寧に聞き取り、あなたに合わせた求人を紹介します。お子様連れの方にもご利用いただきやすいよう、キッズコーナーを併設した個室を用意しています。

2 就職支援セミナー

就業に必要な基礎的知識、応募書類の作成、面接対策、子育てとの両立等について学ぶセミナー（託児付）を随時実施しています。セミナーの詳細は、広報とよた及び豊田市女性しごとテラスホームページでご案内します。

市内の就職・職業相談機関

電話番号は下表参照

種 別	日 時	窓 口
職 業 相 談	平 日 午前8時30分～午後5時15分 ※通訳 ポルトガル語 平日 午前8時30分～午後5時 スペイン語 平日 午前9時15分～午後5時 ベトナム語 毎週水曜日 午前9時～午後5時	豊田公共職業安定所 ① 職業相談・職業紹介 TEL 31-1400⇒「41#」 ② 雇用保険失業給付・教育訓練給付 TEL 31-1400⇒「11#」
職 業 相 談	毎日（火曜日・GW・年末年始を除く） 午前10時～午後6時	豊田市就労支援室 T-FACE A館 9階 TEL 31-1330
内 職 相 談	毎週木曜日（祝日・GW・年末年始を除く） 午前10時～12時、午後1時～3時	
女 性 向 け 職 業 相 談	毎日（火曜日・GW・年末年始を除く） 午前10時～午後6時（1枠45分） ※事前予約優先	豊田市女性しごとテラス（豊田市就労支援室内） T-FACE A館 9階 TEL 41-7555
児童扶養手当受給者対象 職 業 相 談	平日（祝日・GW・年末年始を除く） 午前9時～午後4時 ※事前予約必須	おやこ応援課 TEL 34-6966

ひとり親家庭の母又は父が、就職に役立つ技能や資格取得のため各種講座を受講したり各種学校等の養成機関で修業したりする場合等に、下記の給付金を支給する制度です。

なお、いずれも必ず受講前に母子・父子自立支援員への事前相談が必要です。

※審査があり給付できない場合もあります。

1 自立支援教育訓練給付金

経済的自立のために指定の職業能力開発講座を受講後、自立支援教育訓練給付金を支給しています。講座受講前に相談の上、申請してください。

		対象講座（受講費用が 20,002 円以上のもの）	
		雇用保険制度の一般又は 特定一般教育訓練給付の指定講座	雇用保険制度の専門実践教育 訓練給付の指定講座
支給 内容	支給額	受講料 60%相当額 (上限 20 万)	受講料の 60%相当額 (上限 修学年数×40 万)
	修了後 1 年以内に 資格取得等し、 就職等した場合	—	受講費用の 25%を追加支給 (上限 年間 20 万)

2 高等職業訓練促進給付金

就職に有利な資格取得と経済的自立のために、一定期間養成機関で修業した場合に支給しています。また給付が決定した場合、入学・就職準備金についても貸付制度があります。必ず修業開始前に相談してください。

- ① 対象資格…看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等
- ② 支給期間…修業期間の全期間(最長 4 年間)
- ③ 支給額 (下表参照)

区分	月額	修了時
市民税非課税世帯	100,000 円 (最終 1 年間は 140,000 円)	50,000 円
市民税課税世帯	70,500 円 (最終 1 年間は 110,500 円)	25,000 円

高等職業訓練促進資金の貸付

愛知県母子寡婦福祉連合会 TEL 052-915-8862

高等職業訓練促進給付金(上記)を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、貸付を行います。

1 対象者

高等職業訓練促進給付金の支給を受ける母子家庭の母又は父子家庭の父

2 貸付金の種類(下表参照)

貸付金の種類	貸付金額	申請期限
【入学準備金】 養成機関の入学時に必要となる経費	上限 50 万円 (訓練期間により 上限 25 万円)	養成機関に入学した日から起算して、 11 か月を経過した日の属する月の末日
【就職準備金】 養成機関を終了し、かつ資格を取得した場合に、就職に当たり必要となる経費	上限 20 万円 (訓練期間により 上限 10 万円)	養成機関を卒業した日、又は資格を取得した日のいずれか遅い日から起算して、 11 か月を経過した日の属する月の末日

※保証人がいない場合は有利子。

3 返還免除

養成機関を終了し、かつ資格を取得した日から1年以内に資格を生かして就職し、継続して5年間従事した場合に貸付金の返還を免除します。

4 受付時間 月～金曜日 午前9時～午後5時30分（土日・祝日・年末年始を除く）

住宅支援資金のご案内

問合せ先は下記参照

「母子・父子自立支援プログラム」の策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の方を対象に、返還免除付で家賃の支払いを支援する「住宅支援資金」を無利子で貸し付けます。

※「母子・父子自立支援プログラム」とは…個々に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況を把握した上で、それぞれのニーズに応じた支援メニューを組み合わせて自立支援プログラムを策定し、ひとり親の方の自立・就労を支援します。

1 貸付対象者

下記の①と②の両方に該当する方

① 児童扶養手当の支給を受けている方

（同等の水準のものを含む。ただし、所得水準を超過した場合でも1年以内であれば対象。）

② 「母子・父子自立支援プログラム」の策定を受けている方

2 貸付額等について

入居している住宅の家賃実費を貸し付けます。

◆貸付額：月額上限7万円

◆貸付期間：12か月まで

◆利息：無利子

3 貸付金の返還免除について

下記の①又は②に該当する場合、返還を一括して免除します。

① 現在就業していない方が、貸付から1年以内に就職をし1年間就労を継続すること。

② 現在就業している方が、貸付から1年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間就労を継続すること。

4 問合せ先

◎「母子・父子自立支援プログラム」

豊田市役所 おやこ応援課家庭福祉担当 母子・父子自立支援員（Tel 34-6966）

◎「住宅支援資金貸付」の申請等に関する手続

（社福）愛知県母子寡婦福祉連合会（Tel 052-915-8862）



離婚を考えている方へ ～離婚をするときに考えておくべきこと～

① 親権者 ② 養育費 ③ 親子交流 ④ 財産分与 ⑤ 年金分割 ほかに、慰謝料や婚姻費などがあります。あなた一人で悩む必要はありません。自分で決めることができないときや、直接相手と話し合うことが困難な場合は、弁護士や専門機関に相談しながら進めていきましょう。

こどものことを一番に考えて離婚後の親の責務を明確化するため、令和8年4月から民法の一部が改正され施行されました。内容は右の二次元コードを参考にしてください。



詳しい情報はこちら

① 親権者について

「親権」とは、こどもの監護・教育を行ったり、子の財産を管理したりする権限であり義務であるといわれています。親権はこどもの利益のために行使することとされています。

父母2人ともが親権を持つ共同親権と1人だけが親権をもつ単独親権が選択できるようになりました。協議離婚で父母が話し合いによって親権者を決められれば良いですが、協議によって定められない場合には、家庭裁判所が父母とこどもの関係や父と母の関係等を考慮した上で、こどもの利益を考えて、親権者を父母2人ともとするか、どちらか1人にするかを定めます。

※虐待・DV・その他の事情で父母が共同して親権を行うことが難しいと判断された場合、家庭裁判所は共同親権と定めません。

② 養育費について

…養育費とは、こどもを監護・教育するために必要な費用。こどもを監護している親は、他方の親から養育費を受け取ることができます。

文書で養育費の取決めをしていれば、支払いが滞った場合にその文書をもって一方の親の財産を差し押さえるための申立てができます。また、離婚時に養育費の取決めがなくても取り決めるまでの間、暫定的・補充的にこども一人当たり月額2万円の養育費を請求できる制度も設けられました。

③ 親子交流について

…親子交流とは、こどもと離れて暮らす父や母が子と定期的、継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙等の方法で交流することです。

こどもが心身ともに健全に育つためになくしてはならないものです。こどもの利益を最優先に考えて取り決めることが必要です。

※「こどもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」

離婚時にこどもの養育について、父母間で取り決める上で参考となる冊子です。法務省のホームページ又はおやか応援課で配布しています。

④ 財産分与について

財産分与は、夫婦が婚姻中に共に築いた財産を、離婚の際にそれぞれ分け合う制度です。夫婦の協議によって決めますが、成立しない場合には家庭裁判所に対し財産分与の請求をすることができます。ただし、離婚後5年が経過すると、家庭裁判所に申立てをすることができなくなりますので、ご注意ください。

⑤ 年金分割について

年金分割は離婚した場合に、2人の婚姻期間中の保険料納付額に対応する厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができる制度です。年金分割の手続は、原則として、離婚した日の翌日から5年の経過又は離婚等成立した後、相手方が死亡した日から起算して1か月経過すると請求できなくなります。詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

離婚について
法務省の HP



養育費について
裁判所の HP



親子交流について
裁判所の HP



父母の離婚後等の子の養育に関する
見直しについて法務省の HP



養育費・親子交流の取決めをしましょう！

▶ どうやって取り決めるの？

まずは話し合しましょう。取り決めた内容については、後日紛争が生じないように、口約束ではなく、**公正証書**や私的書面（念書・契約書・離婚協議書等）を作成しておきましょう。また、話し合いがまとまらない場合は家庭裁判所の離婚調停で**調停調書**を作成することをお勧めします。**公正証書の作成や裁判所への申立て等にかかる経費への補助制度がありますのでご活用ください（上限4万円）。**

補助金使えます

取決め方	公正証書	調停調書	私的書面 (念書・協議書)
費用	5,000 円～2 万円位 ※目的価格（5 年分の養育費額） に応じて手数料が決まっている。	収入印紙 1,200 円分×子どもの数 と切手代 2,300 円分程度	無料
作成場所	公証人役場／豊田公証役場 Tel 34-1731 (事前予約制)	相手方の住民票を管轄する家庭裁判所 (豊田市の場合)名古屋家庭裁判所岡崎支部 Tel 0564-51-8950	私的書面の作成は、 「こどもの養育に関 する合意書作成の手 引きと Q&A」(おやこ 応援課で配布) 又は法 務省 H P (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html) を参考にしてくださ い。
作成期間	1・2 週間から 1 か月程度 (公証役場で養育費等の金額 の相談はできません。事前に 夫婦で取決め内容について合 意し、予約してください。)	数か月 ※通常 1 か月に 1 回程度の割合で 3 回 から 5 回程度かかる。 (調停でも取り決めることができなけ れば、判決書や和解調書で取り決める ことになります。)	

※ 養育費の相談については、右記の「相談窓口一覧」をご参照ください。

▶ 養育費が取り決めどおり支払われないときは

家庭裁判所や地方裁判所から、履行勧告や履行命令、間接強制を命じてもらう、また、相手の給料・預貯金・動産・不動産を差し押さえてもらう（強制執行）方法があります。

※私的書面でも、文書で養育費の取り決めがあれば、その文書をもって一方の親の財産を差し押さえる申立てができます。また、公正証書では金額の取決めのほかに「強制執行を承諾する」という認諾条項を記載しておく必要があります。

<養育費の支払いが滞った場合の養育費確保方法>

取決め方	公正証書	調停調書	私的書面 (念書・協議書)
確保方法	裁判所が支払義務者に対して、期日内に支払わなければ本来の養育費とは別に一定額を支払うよう命じたり（ 間接強制 ）、義務者の給料や財産を差し押さえて強制的に取り立てること（ 強制執行 ）ができます。 ※強制執行手続を利用する場合、強制執行認諾条項(強制執行を受けることを承知する旨の文言)を公正証書に記載しておく必要があります。	左記の 間接強制 や 強制執行 のほか、家庭裁判所が支払義務者に対して約束通り支払うことを勧告したり（ 履行勧告 ）、裁判所が相当と認めた場合に期限内の支払いに正当な理由なく従わない場合は 10 万円以下の過料を課す（ 履行命令 ）ことができます。	債務名義（公正証書や調停調書等）がなくとも、強制執行が可能。 ※上限：こども 1 人 当たり月額 8 万円

種別	内容		時間	連絡先
愛知母子・父子福祉センター	養育費相談	電話相談 (養育費相談員)	月曜日～金曜日 10:00～16:00 (祝日・年末年始は除く)	052-915-8816
		書類作成に係る面接相談 (司法書士等)	予約制 毎週火曜日 13:30・14:30 (祝日・年末年始は除く)	予約電話 052-915-8862 052-915-8816
		公正証書・調停申立書に係る書類作成支援 (司法書士等)	公正証書又は家庭裁判所での「調停」の手続きを必要とする場合、豊田市の司法書士等が公正証書又は調停の申立書などの書類作成支援を行います。(要予約/上記予約電話へ)	
	弁護士相談 ※弁護士が専門的知識を要する法律相談を行います。 ※養育費や親権など離婚に関する問題については、離婚前の方も対象です。		月曜日～金曜日 9:00～17:30 (祝日・年末年始は除く)	予約電話 052-915-8862 (初回のみ無料、要予約)
養育費相談支援センター	養育費や親子交流に関する電話・メール相談		月・火・木・金曜日 10:00～20:00 水曜日 12:00～22:00 土曜日・祝日 10:00～18:00	フリーダイヤル※携帯不可 0120-965-419 電話 03-3980-4108 メール info@youikuhj.or.jp
法テラス三河 (予約制)	無料法律相談(離婚・損害賠償・金銭トラブルなど) ※収入・資産が一定基準以下の方が対象となります		水曜日 10:00～12:00 13:00～15:30 木曜日 13:00～15:30 (祝日、年末年始除く)	予約電話 0570-078-342 〒444-8515 岡崎市十王町2丁目9番地 岡崎市役所西庁舎(南棟) 1F

離婚前の相談から、離婚後にはひとり親家庭や寡婦の方が自立できるよう、生活の安定や子育ての相談、就業に関する相談等を総合的に行っています。



相談窓口



家庭児童相談室

こども相談課 Tel 35-1152

こどもの養育やしつけなど子育てのいろいろな悩みをご相談いただけます。

市役所の相談窓口

市民相談課 Tel 34-6626

	法 律 相 談	家庭悩みごと相談
開設日	毎週火～金曜日 午後1時30分～4時30分 (祝日、12月29日～翌1月3日を除く)	毎週月曜日 午後1時～4時 毎週金曜日 午前9時～12時 (祝日、12月29日～翌1月3日を除く)
相談員	弁護士	元家庭裁判所調停委員
相談内容	相続・遺言・離婚・借金等の 法律的事項	夫婦・親子関係等の相談
申込み	①LINE※ LINEでの予約は ②同課電話又は窓口 こちらから→ ※事前に豊田市 LINE 公式アカウントの友だち登録が必要。	



※相談日時が都合により変更になる場合もありますので、相談窓口でご確認ください。

豊田市社会福祉協議会の法律相談

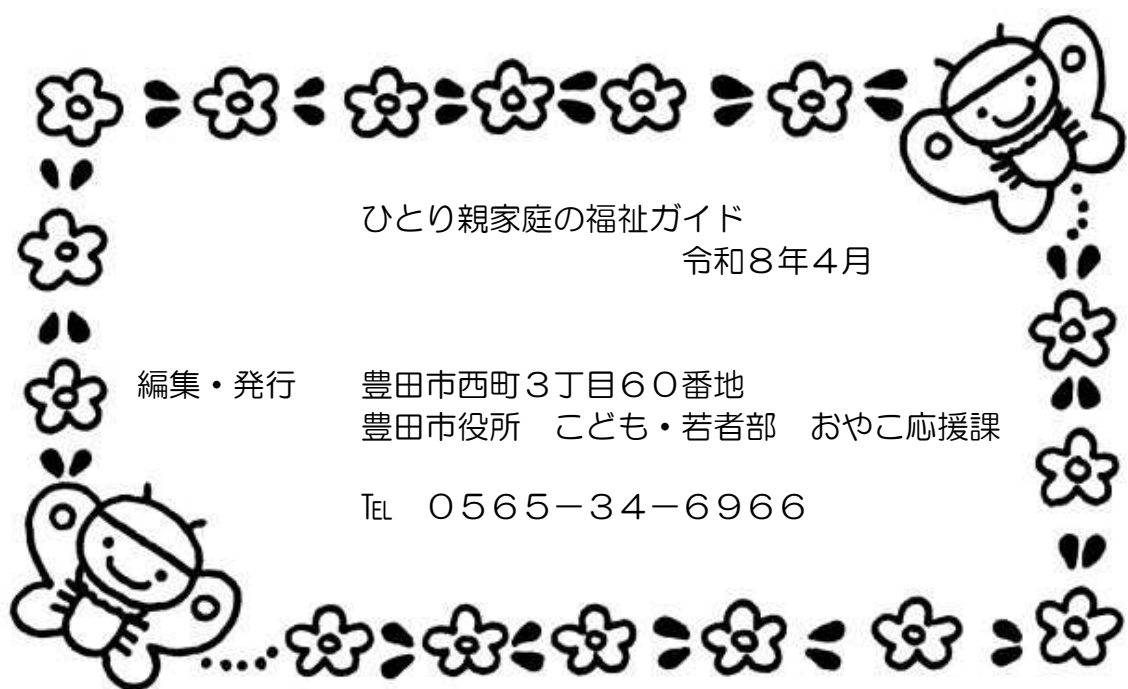
電話番号は下表参照

	債務に関する法律相談	暮らしに関する法律相談
開設日	日 時：第1土曜日 ※祝日休み 午後1時～4時 場 所：豊田市福祉センター（錦町 1-1-1）	日 時：第3土曜日 ※祝日休み 午後1時～4時 場 所：豊田市福祉センター（錦町 1-1-1）
相談員	弁護士	弁護士
申込み	予約制（Tel 34-1132） 定員 1日5名（先着順） 30分/回 毎月20日以降の午前8時30分から翌月分の申込み受付開始（先着順）	予約制（Tel 34-1132） 定員 1日5名（先着順） 30分/回 毎月20日以降の午前8時30分から翌月分の申込み受付開始（先着順）

電話相談

電話番号は下表参照

種別	相談内容	相談日時	電話番号
とよた急病・子育てコール 24 ～育救(いっきゅう)さん コール～	救急医療相談 子育て相談	24 時間 365 日	な(やむ前に)きゅうきゅういくじ TEL 0120-79-9192
親と子の電話相談 はあとライン とよた	・子育てがづらい時 ・気持ちを伝えたい時 ・どこに電話したらよい かわからない時	午前 9 時～午後 5 時 (土日、祝日、 年末年始休み)	はあとラインとよた TEL 0565-31-7867
女性のための 電話相談室 クローバーコール	女性がかかえる さまざまな悩み	火・木・金・土曜日 午前 10 時～午後 4 時 水曜日 午前 10 時～午後 1 時 午後 4 時～7 時 (祝日、年末年始休み)	クローバーコール TEL 0565-33-9680
男性のための 電話相談室 メンズコールとよた	男性がかかえる さまざまな悩み	第 2・4 金曜日 午後 6 時～8 時 (祝日、年末年始休み)	メンズコールとよた TEL 0565-37-0034
愛知母子・父子 福祉センター 電話相談	母子・父子家庭及び寡婦の 方々の生活全般にわたる 各種の相談	月・水・金曜日 午前 10 時～午後 4 時 (祝日、年末年始休み)	愛知母子・父子 福祉センター TEL 052-915-8886
女性の健康 なんでも相談	思春期、妊娠、出産期、 更年期等の女性の心や からだの不安や悩みごと	月・火・木・土曜日 午後 1 時 30 分 ～4 時 30 分 (祝日休)	(公社) 愛知県 助産師会 TEL 090-1412-1138
年末年始 母と子の 電話相談	妊娠・出産・子育ての 悩みごと	【年末年始も対応可】 月・火・木・土曜日のみ	
就 業 相 談	就業に関する相談、 職業紹介等	午前 9 時 30 分 ～午後 4 時 30 分 (土日、祝日、年末年始休み)	母子家庭等就業 支援センター TEL 052-915-8824
女性向け職業相談	就業に関する相談、 職業紹介等	午前 10 時～午後 6 時 (1 枠 45 分) (火曜日、GW、年末年始 を除く)	豊田市女性しごとテラス TEL 0565-41-7555
養 育 費 相 談	養育費に関する 各種相談	午前 10 時～午後 4 時 (土日、祝日、年末年始休み)	愛知母子・父子 福祉センター (養育費相談電話) TEL 052-915-8816
子ども・家庭 110 番	高校生までの子どもに 関する悩みごと	午前 9 時～午後 5 時 (土日、祝日、年末年始休み)	愛知県設置の 電話相談 TEL 052-953-4152
教 育 相 談 「こころの電話」	青少年とその保護者の 不安や悩みごと	午前 10 時～午後 10 時 (年末年始休み)	クローナイ TEL 052-261-9671



ひとり親家庭の福祉ガイド
令和8年4月

編集・発行 豊田市西町3丁目60番地
豊田市役所 こども・若者部 おやこ応援課

TEL 0565-34-6966